

司法修習生に対する給費制復活を求める決議

1 司法修習生に対する給費制は、2011年11月採用の新第65期司法修習生から廃止され、昨年11月からは、給費制廃止後4期目となる第68期司法修習生が修習を開始している。

2 そもそも給費制は、司法が日本国憲法の下において三権分立の一翼を担い、以て国民の基本的人権の擁護を全うする役割を求められているところ、その担い手となるべき司法修習生に修習専念義務を課す一方、司法修習生の生活を保障して修習に専念させることで、国民の基本的人権の擁護を担えるだけの高い専門性と教養・素養を身につけさせるための制度であった。

このように、給費制は、司法修習生個人が法曹資格を取得することを超えて、公共的・公益的な目的で設けられた制度であり、受益者負担の発想から給費制を廃止したことは、事の本質を見誤っているというほかない。

3 給費制の廃止下で修習を受けた者からは、修習を送るために必要不可欠な書籍代や交通費、学習会の参加費などに十分な費用を充てられていない生活実態が報告されており、給費廃止下の修習では、高い専門性と教養・素養を身につけた法曹養成の目的を果たせていない現状が明らかとなっている。

司法修習生は、貸与制を利用することで約300万円の負債を抱えることになり、法科大学院卒業までの奨学金も含めると、修習終了時点で借金が1000万円を超える者も珍しくない。そのような多額の借金を抱えた状態で弁護士活動を開始すれば、公益的な活動をすることもままならなくなってしまうとの声もあがっている。

さらに、奨学金の債務に加えてさらに借金を負うことへの不安と弁護士の就職難・経済的困難が重なり、近年の法曹志願者は激減をしており、このままでは司法制度の人的基盤を揺るがす問題となりかねない。

4 このような給費制廃止による弊害を受けて、給費制廃止が修習生個人の権利を侵害し、司法制度全体にも悪影響を及ぼしているとして、数百名にのぼる新第65期及び新第66期の弁護士が、給費制廃止違憲訴訟を各地で提起している。

また、現時点で110名を超える国会議員が、司法修習生の経済的支援を求めるメッセージを日弁連に寄せており、今年2月18日に開催された給費制の復活に向けた院内集会にも、国会議員35名、代理の秘書101名が参加するなど、給費制復活に向けて、国会内の関心は高まっている。

5 受益者負担主義の発想からの給費制の廃止は、法曹の公共的・公益的性格を弱め、ひいては司法の機能を弱めることになりかねないものである。

自由法曹団は、今後も、国民の権利を擁護するために、法曹の公共性、公益性を守り抜き、司法修習生に対する給費制の復活を求めて、全力を挙げて奮闘する。

2015年5月18日

自由法曹団 2015年広島・安芸5月研究討論集会